

台風（暴風）及び豪雪・豪雨に対する休業措置の申し合わせ
（抜粋）

平成24年 2月16日制定

本校では、台風（暴風）及び豪雪・豪雨（以下「台風等」という。）による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業及び中間・定期試験（以下「授業等」という。）の休業等の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風（暴風）の接近による休業措置の取扱い

(1) 午前の授業等

午前6時30分時点で次のいずれかに該当する場合は、当日の午前の授業は取りやめとし、中間・定期試験は延期する。

- ① 台風（暴風）により、福井県「嶺北北部」「嶺北南部」地域に属するいずれかの市町村に暴風警報が発令されている場合
- ② JR北陸本線（敦賀～芦原温泉間）が不通となり、かつ次のいずれかの公共交通機関が不通の場合
福井鉄道（全線） えちぜん鉄道（全線）

(2) 午後の授業

1の(1)により午前の授業が取りやめとなり、午前11時の時点で1の(1)の①又は②に該当する場合は、引き続き当日の午後の授業は取りやめとする。

2. 豪雪・豪雨による休業措置の取扱い

(1) 午前の授業等

午前6時30分時点で次に該当する場合は、当日の午前の授業は取りやめとし、中間・定期試験は延期する。

- ① 豪雪・豪雨によりJR北陸本線（敦賀～芦原温泉間）が不通となり、かつ次のいずれかの公共交通機関が不通の場合
福井鉄道（全線） えちぜん鉄道（全線）

(2) 午後の授業

2の(1)により午前の授業が取りやめとなり、午前11時の時点で2の(1)①に該当する場合は、引き続き当日の午後の授業は取りやめとする。

3. 警報等の確認方法

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、テレビ・ラジオ等の報道によるものとする。

4. 教職員、学生への休業措置等の通知方法等

教職員及び学生に対する休業措置等決定の通知方法等は次のとおりとする。ただし、学生等への通知は学級担任からの連絡網においても行う。

(1) 事前に休業措置等の決定通知が可能な場合

- ① 学内放送、学寮放送、掲示、電子メールで適宜通知する。
- ② 本校ホームページ上に設定する「福井高専緊急連絡サイト」で通知する。

(2) 休業措置等の当日及び緊急に休業措置等を通知する場合（勤務時間外）

- ① 本校ホームページ上に設定する「福井高専緊急連絡サイト」で通知する。
- ② 別に定める本校災害連絡系統図（教員・職員）及び緊急メール連絡システムにより行う。
- ③ 寮生には、休業措置等決定の連絡を受けた寮監教員が館内放送で周知する。なお、放送の際には、寮生個々の連絡網による連絡を併せて要請する。
- ④ 宿直室・守衛室の電話でも対応する（0778-62-1111）

5. その他

- (1) 地震等不測の事態が発生した場合における休業措置等は、適宜状況を判断し実施する。